

内田貴著「民法 総則・物権総論」(第4版)東京大学出版会

1994年9月20日初版、2009年11月6日第4版第5刷発行を読む

民法の学びかた - 暗記か理解か -

1. 民法の入門書の古典といえる我妻栄博士の『新版民法案内』の第1巻「私法の道しるべ」の冒頭は、「法律を学ぶには、暗記しないで、理解しなければならない」という項目から始まる。このことは、今日でもしばしば授業等で指摘されるし、私自身もそのように教わった。しかし、法律学の勉強が外国語の学習にたとえ得るなら、暗記せず理解せよ、というアドバイスはやや奇異である。外国語の勉強に、暗記せず理解せよ、などと助言する人はいないだろうからである。
2. 実際には、法律学の学習に「記憶する」という要素は不可欠である。民法の学習だけでも、膨大な量の概念や原則・ルールを記憶しなければならない。優れた法律家の少なくともひとつの要素は、現実の問題に直面したとき、それに関連する法的情報をどれだけ多くの確に記憶しているかにあるとさえいえる。
3. ただ、初学者にとって重要なのは、やみくもに何でも覚えればよいというものではなく、何を記憶すべきかを正しく選択しなければならないということである。暗記せずに理解せよ、といわれるとき、よく挙げられるのは、法的概念の定義を暗記したり、条文の文言を暗記することには意味がない、ということである。それは全くその通りであろう。重要なのは、適切な情報を、その内容を十分理解したうえで、適切な順序で記憶することである。そのためにも、そのような配慮のゆきとどいた教科書が必要である。

P3 ~ 4

[コメント]

「重要なのは、適切な情報を、その内容を十分理解したうえで、適切な順序で記憶することである」との内田先生の御指摘には大賛成である。大いに「理解」し、大いに「記憶」しようではないか。学んだことを役に立てられるようにしようではないか。

- 2009年11月30日 林明夫記 -